

公正採用選考人権啓発推進員制度

雇用主が、同和問題などの人権問題について正しい理解と認識のもとに、公正な採用選考を行っていただくため、一定規模以上の事業所等に「公正採用選考人権啓発推進員」を選任していただいています。

公正採用選考人権啓発推進員の役割

- 「公正採用選考人権啓発推進員」は、就職の機会均等を確保する観点に立って、各事業所内で公正な採用選考システムの確立を図る役割とともに、ハローワークや労働局との連携窓口としての役割を担います。
- 具体的には、各事業所内で行われる労働者の採用選考が公正なものとなるよう、事業所内の事務的な責任者（旗振り役）としての役割を担います。
- この役割を果たしていただくために、「公正採用選考人権啓発推進員」には、ハローワークや労働局が定期的に関催する研修会等を通じて、公正採用選考や人権問題等に関する正しい理解と認識を深めていただいております。

公正採用選考人権啓発推進員の選任

- 公正採用選考人権啓発推進員は、常時使用する従業員数が一定規模以上の事業所において、人事担当責任者など採用選考に関する事項について相当の権限を有する方の中から選任していただきます。
- 公正採用選考人権啓発推進員を新たに選任したり、選任替えをした場合などは、ハローワークにお知らせください。（その具体的方法については各ハローワークからお伝えします。）
- 職業紹介事業者及び派遣元事業主は、雇用主としての側面にとどまらず、労働力需給システムの一翼としての社会的責任の重要性にかんがみ、従業員規模にかかわらず選任いただくようお願いいたします。

※高知労働局におきましては、原則として次の基準に該当する事業所を、公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」といいます。）を設置する事業所として選任を勧奨することとしています。

- (1) 常時使用する従業員の数が50人以上である事業所
- (2) 常時使用する従業員の数が50人未満であって、
 - イ 人権問題についての正しい理解と認識のもとに雇用が十分期待される事業所
 - ロ 就職差別事件又はこれに類する事象を惹起した事業所
- (3) 許可、届出等を受けた民営職業紹介所と労働者派遣事業所
- (4) その他

●推進員の選任報告

推進員が選任された場合又は人事異動等で推進員が変更となった場合は、事業所管轄の公共職業安定所に公正採用選考人権啓発推進員選任（異動）報告書の提出をお願いします。

公正採用選考人権啓発推進員 選任・異動 報告書

令和 年 月 日

公共職業安定所長 殿

所在地：

事業所名：

代表者氏名：

TEL: () - • FAX () -

公正採用選考人権啓発推進員について、
下記のとおり【選任・異動】したので報告します。

公正採用選考人権 啓発推進員 氏名	ふりがな	役職名	
補助者 氏名	ふりがな	役職名	

選任・異動 年月日	令和 年 月 日
--------------	----------

常時雇用する従業員数	人	業 種	
前任者氏名 (異動の場合のみ記入)		※産業分類	

※印欄は記入不要です。

公正採用選考人権啓発推進員を初めて選任いただく場合は「選任」を、変更の場合は「異動」を
○で囲んでください。